

土木部

| | | |
|-----------|-----|-------------|
| 土木部 河川港湾局 | 河川課 | JR 四国橋梁改良工事 |
| 委託料 (千円) | | 1,172,384 |
| 委託契約：随意契約 | | 委託先：民間事業者 |

I. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業の概要

(イ) 総括

愛媛県は、河川改修工事に際して、四国旅客鉄道株式会社(以下、JR 四国という。)と橋梁改良工事に関する協定を締結している。

最近の主要な協定は、①予讃線堀江・伊予和気間第二大川橋梁改良工事に関する協定、②予讃線中萩・伊予西条間第二室川橋梁改良工事に関する協定、および③予讃線高光・北宇和島間根無川橋梁改良工事に関する協定である。それぞれの工事において、愛媛県が負担する金額はつぎのとおりである。

| 工事種別 | 県負担額(千円) | 支出年度 |
|------------------------------|-----------|-----------------|
| ①予讃線堀江・伊予和気間第二大川橋梁改良工事に関する協定 | 552,754 | 平成16・17・18・19年度 |
| ②予讃線中萩・伊予西条間第二室川橋梁改良工事に関する協定 | 379,480 | 平成15・16・17年度 |
| ③予讃線高光・北宇和島間根無川橋梁改良工事に関する協定 | 240,150 | 平成15・16・17年度 |
| 合計 | 1,172,384 | |

(ロ) ①予讃線堀江・伊予和気間第二大川橋梁改良工事について

愛媛県は、平成17年1月27日、四国旅客鉄道株式会社(以下、JR 四国という。)と予讃線堀江・伊予和気間第二大川橋梁改良工事に関する協定を締結している。

工事の内容と工費費用の分担額はつぎのとおりである。

| | 甲（愛媛県） | 乙（JR四国） | |
|----------|---------|------------------------------------|---------|
| 工事内容 | 河川施設：護岸 | 鉄道施設：橋梁，踏切，電気，軌道 河川施設：護岸（線路近接部） | |
| 工事費用（千円） | | | 総額 |
| 平成16年度 | 86,925 | 0 | 86,925 |
| 平成17年度 | 165,680 | 3,000 | 168,680 |
| 平成18年度 | 200,934 | 2,860 | 203,794 |
| 平成19年度 | 99,215 | 0 | 99,215 |
| 合計 | 552,754 | 5,860 | 558,614 |
| 負担割合 | 99.0% | 1.0% | |

(

ハ) ②予讃線中萩・伊予西条間第二室川橋梁改良工事について

愛媛県は，平成16年2月5日，四国旅客鉄道株式会社（以下，JR四国という。）と予讃線中萩・伊予西条間第二室川橋梁改良工事に関する協定を締結している。

工事の内容と工費費用の分担額はつぎのとおりである。

| | 甲（愛媛県） | 乙（JR四国） | |
|----------|---------|------------------------------------|---------|
| 工事内容 | 河川施設：護岸 | 鉄道施設：橋梁，踏切，電気，軌道 河川施設：護岸（線路近接部） | |
| 工事費用（千円） | | | 総額 |
| 平成15年度 | 135,000 | 0 | 135,000 |
| 平成16年度 | 144,000 | 1,050 | 145,050 |
| 平成17年度 | 100,480 | 2,200 | 102,680 |
| 合計 | 379,480 | 3,250 | 382,730 |
| 負担割合 | 99.2% | 0.8% | |

(ニ) ③予讃線高光・北宇和島間根無川橋梁改良工事について

愛媛県は，平成15年12月8日，四国旅客鉄道株式会社（以下，JR四国という。）と予讃線高光・北宇和島間根無川橋梁改良工事に関する協定を締結している。

工事の内容と工費費用の分担額はつぎのとおりである。

| | 甲（愛媛県） | 乙（JR四国） | |
|----------|---------|------------------------------------|---------|
| 工事内容 | 河川施設：護岸 | 鉄道施設：橋梁，踏切，電気，軌道 河川施設：護岸（線路近接部） | |
| 工事費用（千円） | | | 総額 |
| 平成15年度 | 127,611 | 0 | 127,611 |
| 平成16年度 | 102,337 | 700 | 103,037 |
| 平成17年度 | 10,202 | 710 | 10,912 |
| 合計 | 240,150 | 1,410 | 241,560 |
| 負担割合 | 99.4% | 0.6% | |

以上3つの委託工事は、工事対象(現場)が異なるものの、内容や問題点は同じであるので、すべての工事に関する画一的・反復的な記述は避け、本件委託工事の特徴的な点について問題提起をすることにしたい。

(2) 外部委託先決定方法について

JR四国との取引においては、一般競争入札や指名競争入札によることなく、JR四国を1者随意契約先として選定している。その理由は、「河川にかかっている鉄道橋の架替については、当該施設の管理者かもしくは、河川管理者である県がこれを行わざるを得ないため¹⁰」とされている。この問題点については、つぎの(3)委託金額の決定方法の項においてまとめることにする。

(3) 委託金額の決定方法

① 予定価格と支出(決定)金額

平成17年度における主たる工事について、協定価格、支出金額の状況は、たとえばつぎのようである。

| 工事の内容 | 支出(決定)金額(千円) | 協定価格(千円) |
|---------------------------|--------------|----------|
| 大川予讃線堀江・伊予和気間 第2大川橋梁架替工事 | 149,112 | 149,112 |
| 界谷川予讃線中萩・伊予西条間 第2室川橋梁架替工事 | 90,432 | 90,432 |

当架替工事については、前述のような河川法から河川管理者(県)もしくは施設管理者(JR四国)のどちらかが工事を行い、例えばJR四国が行った場合、県がJR四国に対してその負担額を負担するということとなり、協定価格と支出(決定)金額とが同額である、という事

¹⁰ 河川法第19条(附帯工事の施工)

河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該河川工事とあわせて施行することができる。

実である。上記理由のため入札しないのであるから、当然の帰結である。そうすると、協定価格がどのように決定されているのか、他により低コストで工事をすることはできなかったのか、等が重要な焦点となる。

県としては、JR 四国の申請額を事実上追認する方法に頼らざるを得ず、十分な内容確認ができていないのが実情である。JR 四国には自社自身で管理体制チェックシステムを保有しているため、会計検査院の検査が行われているのだから、その検査によって金額の妥当性が保証されているはず、と信ずる以外に、JR 四国が提示する価格の正当性を根拠づけるものはない、とのことである。

② 費用負担についての問題提起

ここで特筆すべきは、費用負担の多く(99.0%~99.4%)は愛媛県が担っているが、その効果は JR 四国が甘受しているという事実である。このような事態が生じる契機は、「河川工事に起因して生じる鉄道工事について」という「河川工事に起因して生じる鉄道工事に関する実施要項」(平成 14 年 12 月 25 日国河治第 191 号, 国鉄技第 138 号)への準拠にある、とのことである。

本件要綱の名宛人は各地方運輸局となっており、「工事等の実施にあたっては要綱により実施するよう、旅客会社等を指導されたい。」と明記されている。同時に、「各都道府県知事あて」に対しても本件要綱が発せられている。

本件要綱の第 6 に「河川改修における工事費の負担」が記述されており、JR 四国の負担額は、「複成価格」なるものに 0.9 を乗じ、さらに鉄道施設の設置時からの経過年数を勘案して算出されることになっている。

この「複成価格」は、「原簿価格及び当該価格設定時から工事施行協定締結までの間の物価上昇率により算出された価格」と定義されている。本件の場合、原簿価格 1,615 千円にデフレーター率(物価上昇率) 4.790 を乗じて、法定耐用年数 80 年のうち 77 年が経過したのものとして算出されている。それが(1)①の 5,860 千円という数値(額)である。

上記計算式は要綱どおりのものであるとしても、仮にあと 3 年が経過し耐用年数時期を迎えて、JR 四国が自ら橋梁を架け替えようとするれば、約 5.6 億円の資金が必要になるとことも予想される。

只この場合県としては、最新の橋梁技術を駆使して安全に配慮した橋梁改良工事をおこなうこととなり、時代の経過とともに耐久度の基準のアップが要求されこれに対応した工事がなされるとしても、これを機能アップ、資産価値増殖とはみていない。(なお、機能アップにつながるものは「増加費用」とし、上記要綱は、鉄道事業者たる JR 四国が負担すべ

き旨を明示している(要綱6(3))。そして本件工事についてみれば、その工事代金の99%以上もの負担を愛媛県が担っている。¹¹

③ 工事費の精算について

ところで、協定書第6条第2項によると、「工事費は、工事しゅん功後速やかに精算するものとする。」と規定されている。この精算は、JR四国から愛媛県に対する返金のみならず、愛媛県に対する不足額の請求をも含みうる趣旨のようである。

たとえば、予讃線高光・北宇和島間根無川橋梁改良工事について、精算状況を確認したところ、2.4億円の工事協定額に対して、108万円の請求が行われていた(工保第637号文書、平成18年3月31日付)。また、予讃線中萩・伊予西条間第2室川橋梁改良工事については、3.8億円の工事協定額に対して、16百万円の請求が行われていた。

そうすると、既述の支出(決定)金額あるいは、協定書における協定金額なるものは、一般競争入札における落札額等とは意味を異にするものであって、愛媛県とJR四国との橋梁工事に関する一応の合意額とみることが適当である。

この場合、委託者である愛媛県は、JR四国の工事施行が適切に適正価額でおこなわれていたかどうかを確認し把握することは不可欠である。この必要性は、一般競争入札の場合よりも高いものといえる。事実上、委託金額未確定の状態での丸投げ工事に匹敵するからである。

しかしながら、現状では、過去において県が要求してもJR側に情報提供はなく、結果として県はJR四国の申告を追認するのみで、その申告内容の正当性・妥当性を根拠づけるシステムは用意されていない。そしてこれは愛媛県とJR四国との間の話に留まらず、全国的な河川管理者(都道府県等)とJR各社との間の問題ではある。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

① 協定書について

本件協定書は、わずか12条の文言からなるA4サイズ2頁の文書に過ぎない。本件協定書文言の構成は、つぎのようなものである。

| | |
|---------|--------------|
| 第1条 | 工事の位置、設計及び工程 |
| 第2条、第3条 | 工事の施工 |

¹¹ 河川法第68条(附帯工事に要する費用)

河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第26条第1項の許可に付した条件に特別の定めがある場合及び第95条の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において第59条、第60条第2項前段及び第65条の2第1項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

| | |
|------|--------------|
| 第4条 | 工事の費用 |
| 第5条 | 計画予算書 |
| 第6条 | 設計変更及び工事費の精算 |
| 第7条 | 財産所有権の帰属及び保守 |
| 第8条 | 構造物の引き渡し |
| 第9条 | 残存物件の処理 |
| 第10条 | 損害の負担 |
| 第11条 | 苦情等の処理 |
| 第12条 | その他 |

上記のように、何億円という多額の資金が、愛媛県から JR 四国という特定の法人に資金が支出されるにもかかわらず、危険負担、責任負担、損害負担、苦情処理、再委託に関する制約等に関する具体的な定めはなされていない。

現状を具体的にみると、協定書第 10 条に損害の負担に関する 2 行の規定がある。つぎのようなものである。「工事の施行に伴う損害は、乙 (JR 四国) の責めに帰する場合を除き甲 (愛媛県) の負担とし、工事費として処理するものとする。」と。このような規定はおそらく他の都道府県等と JR 各社の間においても同様なのではあるが、又この条項が実務的、具体的にどのような適用のされ方となるかの解釈もあろうが、愛媛県が JR 四国の帰責性を主張立証しない限り、愛媛県が全損害を負担することになる可能性を否定はできないということはいえると思われる。

② 再委託について

JR 四国は本件工事について、自ら施行するのではなく、全面的か部分的かはともかく、再委託に付している。再委託に付す以上、愛媛県としては JR 四国が再委託先をどのように選定し、再委託金額を決定したのか、その委託工事の状況はどうか等について興味・関心を持つべきである。事実上、愛媛県は全面的に資金とコストを負担しているからである。同時に、それは資金支出者としての責任でもある。

愛媛県としては、JR 四国が精算時に添付する精算書 (一覧表) で総額を把握しているのみであって、個別具体的に再委託工事の状況を把握はしていないようである。

このような状況では、愛媛県が JR 四国に対し支出すると決定した額が妥当・適切であったのか、精算内容は妥当・適切であるのか等について、具体的に確認することはできない。JR 四国に対する盲目的な信頼のみが、額と工事の妥当性・適切性を保証する鍵となっているとって過言ではないであろう。

現在は、JR 四国による再委託については未介入の状況であって、業者選定の方法や結果等についての報告システムも確立されていないのが実情である。工事現場レベルにおいて、河川改修工事を監督する現場監督が一応、JR 四国の工事についても視野に入れており、工事の施工状況を立証する写真や試験結果等による状況把握はされているとのことであるが、他の工事に比べると情報提供不足は否めないと思われる。

II. 監査結果

(1) 工事に関する情報についての透明性について

この種の工事は全国の自治体と JR 各社との間で行われ、JR が旧国鉄時代からの延長線上で情報提供に不十分さがあることは推定できる。しかしながら、やはり当該工事の出発点は終局的には住民負担で工事がなされ、県が公共工事として 99%負担で河川管理者として工事を行っているわけであるから、再委託の内容も含めて工事施工が適正価額で行われたか等々についての情報提供を他の工事と同等レベルまで引き上げる努力をすべきである。(なお国土交通省から各県に対して河川管理者として鉄道事業者が行う工事についてその費用等の透明性確保のための働きかけを要請する通知がきている。)(意見)

(2) 協定書について

協定書における「工事の施行に伴う損害は、乙(JR 四国)の責めに帰する場合を除き甲(愛媛県)の負担とし、工事費として処理するものとする。」という規定はおそらく他の都道府県等と JR 各社の間においても同様なのではあるが、又この条項が実務的、具体的にどのような適用のされ方となるかの解釈もあろうが、愛媛県が JR 四国の帰責性を主張立証しない限り、愛媛県が全損害を負担することになる可能性を否定はできない面も想定され、この条項の実務的ケースを想定した解釈を確認しておかれる必要があると思われるということはいえると思われる。(意見)

| | | |
|---------------|-------|--------------------------|
| 土木部 道路都市局 | 道路維持課 | 名取トンネル災害復旧関連工事(名災関第1号の1) |
| 平成17年工事請負費 | | 1,520,000 千円 |
| 工事請負契約：一般競争入札 | | 工事請負業者：民間事業者 |

I. 工事請負業務の内容の検討

(1) 工事請負業務の概要

これは、地すべりにより被災した国道 197 号線「名取トンネル」について、災害復旧関

連事業により新たなバイパストンネルを建設し、災害の防止を図るための工事である。

掘削工法は **NATM**(ナトム)と呼ばれる工法であり、掘削したトンネルを安定させるため、ロックボルトと吹き付けコンクリートによって地山を支え、地山が本来有する強度を活用してトンネルを掘削する工法である。

平成 18 年 2 月から 19 年 7 月までの 3 カ年度にわたる工期を予定しており、予定価格は 2,120 百万円と算出された。この予定価格は事前公表されている。採削土量は 44,700 立方メートルであり、旧名取トンネルの閉塞等に利用されることになっている。

(2) 工事請負業者決定方法について

本件工事請負業者は、一般競争入札の形式で行われている。本件一般競争入札の状況および、その内容については、つぎの(3) 工事請負金額の決定方法の項で記載することにする。

(3) 工事請負金額の決定方法

① 入札状況

入札は平成 18 年 2 月 7 日に、一般競争入札の形式で行われた。入札結果はつぎのとおりである。

| 入札業者(共同企業体の代表企業) | 入札金額(千円) | 前順位との差額(千円) | 入札率(予定価格比) | 調査基準価格比 |
|------------------|-----------|-------------|------------|---------|
| A社 | 1,520,000 | | 71.7% | 89.8% |
| B社 | 1,524,000 | 4,000 | 71.9% | 90.0% |
| C社 | 1,692,567 | 168,567 | 79.8% | 100.0% |
| D社 | 1,692,567 | 168,567 | 79.8% | 100.0% |
| E社 | 1,692,567 | 168,567 | 79.8% | 100.0% |
| F社 | 1,692,568 | 1 | 79.8% | 100.0% |
| G社 | 1,693,000 | 432 | 79.9% | 100.0% |
| H社 | 1,710,000 | 17,000 | 80.7% | 101.0% |
| I社 | 1,840,000 | 130,000 | 86.8% | 108.7% |
| J社 | 1,850,000 | 10,000 | 87.3% | 109.3% |
| K社 | 1,860,000 | 10,000 | 87.7% | 109.9% |

② まずここで注目すべきは、予定価格の 8 割以下での入札が 8 社であり、全体 11 社の約 7 割を占める、という事実である。予定価格は事前に公表されているとはいえ、これほど低価格での入札が多数社により実施されるという事実について、もちろん県としては予定

価格は設計図書を基にして建設物価による積算という所謂標準の予定価格の算出方法に基づいているとのことであるが、この工事については結果として乖離が大きかった。

- ③ 愛媛県は、本件入札に際して、予定価格(2,120,000千円)とともに、調査基準価格(1,692,567千円)を公表している。この調査基準価格は最低入札価格と位置づけられている。

しかし、調査基準価格を下回る価格で入札を行うことが禁止されているのではなく、入札説明書に規定されている資料を添付することにより、調査基準価格以下での入札が容認される。本件についてみると、調査基準価格(その近似値を含む)で入札した者が5社もあり、調査基準価格を下回る価格での入札は2社のみである。

調査基準価格が公表されている以上、他社が調査基準価格で入札してくるであろうことは十分に推測可能である、といえよう。現実に入札結果がこの事実を物語っている。

そうすると、本件入札においては、調査基準価格こそがいわゆる予定価格として機能しており、現実には競争入札に取り組んだ企業は上位2社のみである、と指摘することができる。

ところで、本件入札に関する公告をみると、「予定価格を超える金額を記載した入札書を提出した者」について「不誠実な行為」とみなして「指名停止の措置を行う」可能性があることが明記されている。調査基準価格を予定価格とただちに置き換えて、入札業者を評価することはできないが、しかし、調査基準価格が事実上、予定価格として機能しているところをみると、調査基準価格を超える金額あるいは、その額での入札は、事実上の入札辞退と指摘することができよう。

- ④ そこで本件入札に事実上参加したと評価できる2社を比較してみると、注目すべき点が現れてくる。すなわち、2社の入札金額の差は、わずかに400万円であって、調査基準価格比0.2%の差異が生じているに過ぎない、という事実である。

さらに、事実上の入札率である調査基準価格比率をみると、落札業者89.8%であり、第2位は90.0%となっているのである。

本件の場合、公表されている予定価格と比較すると、一見、7割程度での落札であるかのようにみえる。しかしながら、調査基準価格が機能する実態を鑑みると、上述の89.8%、90.0%という率が重要性を帯びてくる。

- ⑤ 愛媛県では、本件低入札価格について一定の調査が行われている。愛媛県土木部管理

局土木管理課長から低入札価格審査会委員長宛に「低入札価格調査表」が提出されている(17土第1293-2号,平成18年2月28日付)。当調査表によると,2月9日と21日に調査が行われたとのことであり,調査結果はつぎのように記述されている。

「その価格により入札した理由

- 代表者の本店で資材を一括購入することにより資材単価の縮減を図るとともに,長年取引関係にある業者の協力を得られることから資材及びリース料の経費の削減ができる。
- 電気設備工の施工にあたっては,代表者の熟練工を配置することにより作業効率を図り,労務費の削減が可能である。
- 公共工事が減少する中,年間を平準化して工事量を確保するために,代表者において特に手持ち工事量の少ない四国地区の受注を強く志向していること,また,現在施工中のトンネルの手持ち工事が間もなく完成することから,役員報酬や事務職員給料等の自社の利益となる一般管理費を大幅に圧縮して,工事の受注を優先した。

以上の理由から当該入札価格で施行可能であると判断した。」

上記記載事項を逐一検討することは避けるが,上記理由を要約すれば,一括購入による資材単価の縮減,長期取引や作業効率化による経費削減,受注拡大志向等々である。民間企業の監査を経験した監査人の感覚としては,これらいずれも,通常の経営努力、コスト削減の一環であり,とりたてて他社に比較して特筆する大きなコスト減要因とするほどのこともないという気がしている。即ち,このような理由でもって調査基準価格を簡単に下回るのであるならば,調査基準価格そのものの見直しが必要になってくるのではないかと、もし、調査基準価格は県の言われるように正常利潤も含まない業者にとっての原価そのものであるはず、というのであるならば低入札価格審査会での個別企業の事情の有無の調査、検討をもう少し突っ込んでしてもよかったのではないかとと言えるのではないかと。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

① 本件業委託にかかる特約について

本件契約には,つぎの特約(第2条)が付されている。

「工事に使用する資材等は,県内で産出し,生産し,又は製造される資材等で,規格,品質,価格等が適当であるものを優先して使用するものとする。」

本件特約の目的とするところは,県内産業の育成・発展であって,正当なものと評価することができる。しかしながら,「適当であるもの」を優先使用せよとの特約は,個別具体的には不明な点が多く,落札業者に裁量の余地を多分に与える規定となっている。こ

のような規定方法では、落札業者においては本件特約を遵守するレベルを把握することが困難であり、他方、委託者である県としては、落札業者が特約違反しているのか否かを判断することが困難ではある。

そこで、本件特約を付す以上、県は落札業者に対し、個別具体的に指示を与える必要がある。

つぎの問題となるのは、既述の調査基準価格を下回る際の理由との関係である。調査基準価格を下回る主たる理由、すなわち第一番の理由は、「代表者の本店で資材を一括購入することにより資材単価の縮減を図る」ことにあった。この理由が正当であるとするならば、本件特約ないし特約の目的と矛盾が生じることになる。県外品であろうと低価格であればそれを利用して本件落札価格を引き下げることと、若干割高であろうと、県内事業育成保護のために県内算出・生産資材を利用すべきとする特約とは、その志向する方向は逆だからである。

そうすると、上記調査基準価格を下回ることを正当化する理由を貫くのであれば、本件特約の遵守はできないことになる。この場合、契約違反として、県においては本件契約の解除義務が生じることになる。

以上のような矛盾が生じうる可能性があるので、本件特約を付す場合には、その内容を明示する必要がある。

② 不可抗力による損害の規定について

本件契約第 29 条によると、「工事目的物の引渡し前に、天災等…で甲乙双方の責めに帰すことができないもの(以下、「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたとき」、工事請負業者はその状況を県に通知するとともに(第 1 項)、「損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担」を県に請求することができる(第 3 項)、と規定されている。

負担割合に関する一定の規定はあるが(第 4 項ないし第 6 項)、本件の場合、契約金額の 1,596 百万円の 1/100 に相当する額、すなわち 16 百万円を超える損害が発生した場合、その超過額を県は負担することになる。

本件は工事請負契約であって、「仕事を完成することを約し、…その仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約する」という請負契約の本質(民法 632 条)に鑑みると、県が特定業者の損失を事実上、全面的に負担する必要があるのか、今一度見直して欲しい。

本件工事において不可抗力の事案が発生した場合、その不可抗力事案は本件工事のみならず、県全体に重大な損害を与えることが予想される。このような場合、県はその財政を

相対的に立場の弱い県民の救済に充当すべき義務があるからである。すなわち、財政が緊迫している状況下において、弱者の基本的な人権（生存権）を優先すべきだからである。

II. 監査結果

(1) 本件一般競争入札の問題点

昨今の不当な取引制限の例等からして、建設コスト計算に大きな差異がないと想定される大手、準大手の建設会社が参加する本件のような入札に関して、予定価格と比較すると落札率が7割程度であること、2社のみが実質競争をして他社は形式的参加であることは、ある意味で不自然のような気がする。調査基準価格が、事実上、予定価格と転化している事情を認識した上で、低入札価格審査会が設置されている以上、審査会において、より突っ込んだ調査、検討が行われてもよかったのではないかと。(意見)

反対に、もし調査基準価格を下回る理由が、本件のように一般論的理由によるものであれば、調査基準価格として県が今、算出している数字が県の言われる意味、即ち「業者にとって正常利潤もとれない原価そのもの」であるのかどうか、再検討する余地があると思われる。(意見)

(2) 不可抗力事情発生時の損失負担の特約について

あわせて、不可抗力事情発生時の損失負担の特約について、工事施工側に比べて発注者側が過大に大きくなる可能性を残した契約書明記について県民保護の観点から見直しを検討される必要がある。(意見)

農林水産部

| | | |
|------------------|--------------------------------|------------|
| 農林水産部 | 今治地方局、 西条地方局 | 農村環境計画策定業務 |
| 委託形態:随意契約 | 委託先: 愛媛県土地改良事業団体連合会 | |
| 平成 17 年度年間委託料(円) | | |
| 今治地方局 | 農環計今西 (17 委) 第 101 号農村環境計画策定業務 | 8,932,000 |
| 今治地方局 | 農環計しま (17 委) 第 101 号農村環境計画策定業務 | 8,094,000 |
| 西条地方局 | 農環計四(17 委) 第 101 号農村環境計画策定業務 | 7,681,000 |

I. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

近年、環境に対する国民の関心が高まる中で、農業・農村をとりまく社会情勢、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業農村整備事業においても環境ということ意識した総合的、効率的対策を講じることが必要となっている。

このため、農業・農村の現状と課題を把握し、動植物、産業、生活その他の環境に関する総合的な調査を行い、地域の環境保全の基本方針を明確にした上で農業・農村整備事業整備計画を策定する必要性が高まってきている。このような背景の下、農業・農村環境の調査を国 50%、県 25%、市町村 25%の負担で行うこととなったが、その調査全般業務の委託である。

今治地方局の「今西」は今治西部地区、具体的には旧今治市、旧朝倉村、旧玉川町、旧波方町、旧大西町、旧菊間町を対象としたものであり、「しま」は旧大三島町、旧上浦町、旧伯方町、旧関前村、旧吉海町、旧宮窪町のしまなみ地区を対象としたものであり、「四」は旧川之江市、旧伊予三島市、旧土居町、旧新宮村を対象としている。

(2) 外部委託先決定方法について

随意契約によっている。理由としては、

- ①愛媛県土地改良事業団体連合会は土地改良事業を行う者の協同組織(土地改良法第 111 条の 2)であって施設の整備・維持管理を通じて技術的に明るく、過去における農村振興基本計画策定業務を手がけた経験等から地域の自然、社会、生産環境に精通していること。
- ②当該業務は地域の希少動植物の生息情報や行政各部署で検討している施策情報を扱うことから、これらの情報を確実に守秘し、且つこの業務で得た情報を他の目的に利用しない団体であること。
- ③市町村が会員となっている法人であること。
- ④特別法に基づく法人であるため諸経費率を安価に設定できること。

等を理由として挙げている。

(3) 委託金額の決定方法

予定価格の算定は業務対象区域と業務内容から、必要となる工数を職種ごとに算出し、土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)単価により積算している。

そして、これに対して委託先が見積書を提出し決定される。

なお、愛媛県会計規則第 147 条第 1 項第 5 号にいう「契約の性質又は目的により相手方が特定される契約」との解釈で、相見積りはとっていない。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

調査報告書は「農村環境計画書」という随所にカラー写真、図、グラフ入りの成果物として提出される。この調査報告書は自然環境、社会環境、生産(農業)環境の現況調査を基に、環境評価を行い、環境保全のための基本方針、農業・農村整備計画のあり方、地域の将来像、環境への対応策まで含んだものである。もちろん、これに記載されている調査データ等は大学、研究機関その他の部署よりの情報が多く含まれていることが推定できるものであり、大学等のオピニオンリーダーの意見が反映されていると思われる。

又、調査報告完成までの過程においては、県側の担当者と受注者側、場合によっては市町村担当者も加わり、さらに集落懇談会、アンケート調査等について「打ち合せ記録簿」を作成して検証、管理している。

II. 監査結果

(1) 県は、この委託業務は上述した理由①～④の認識の下、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものであるから随意契約とした、との見解であるが、そのように結論づけていいものだろうか。調査研究にかかわる業務は確かにその培ってきたノウハウ、情報を集めるためのルートが必要であるが、これをもって、特別法に基づく法人という理由で「諸経費率を安価に設定できる」とか、相見積りをとる必要性がない、とするのはコスト削減努力が不十分と思われる。全国に調査研究機関は多くあるわけであるから、結果として愛媛県土地改良事業団体連合会に委託することになるにしても、その努力はすべきではないかと思う。(意見)

(2) さて、今回の委託事業は国 50%、県 25%、市町村 25%の負担に基づく事業であり、国、自治体関係者の環境を意識した日本の農業への思い入れを感じる。しかしながら、このような「農村環境計画書」を作成することが最終目的ではないと思われる。この計画書を基に、如何に各地域の環境にマッチした具体的な農業・農村整備計画を策定し、実行するか

にかかっていると思われる。地区座談会で少数ではあるが地元住民の話も聞いているが、この大きな構想さえ知らぬ住民、農家がほとんどと思われる。上からのお仕着せでない住民農家自らが主体的に行動することを目指したものとするため、是非地域の農家、住民の意識を高める努力をしていって欲しい。(意見)

| | | |
|----------------|----------------|-------------------------------------|
| 農林水産部 | 今治地方局 農村整備課 | 農振実今西(17委)第101号農村振興総合整備実施計画 策定業務 |
| 委託形態: 随意契約 | | 委託先: 愛媛県土地改良事業団体連合会 |
| 平成17年度年間委託料(円) | | 8,817,000 |

I. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

平成16年度において今治西部地区農村振興基本計画をまとめたが、これに基づいて平成17年度においては、平成18年度から整備を具体的実施推進するために農村振興総合整備事業のアクションプランである実施計画、例えば農業用用水排水施設、ため池、農業集落道等の計画を策定した。

(2) 外部委託先決定方法について

随意契約によっている。理由としては、

- ①愛媛県土地改良事業団体連合会が土地改良事業を行う者の協同組織(土地改良法第111条の2)であって施設の整備・維持管理を通じて技術的に明るく、過去における経験等も豊富であること。
 - ③市町村が会員となっている法人であること。
 - ④特別法に基づく法人であるため諸経費率を安価に設定できること。
- 等を理由として挙げている。

(3) 委託金額の決定方法

予定価格の算定は業務対象区域と業務内容から、必要となる工数を職種ごとに算出し、土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)単価により積算している。

そして、これに合わせて委託先が見積書を提出し決定される。

なお、愛媛県会計規則第147条第1項第5号にいう「契約の性質又は目的により相手方が特定される契約」との解釈で、相見積りはとっていない。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

この委託業務の結果の成果物として提出されたのが「平成 18 年度新規採択希望 農村振興総合整備事業計画概要表」であり、これによると、農業用排水施設整備が 5 系統総事業費 268 百万円、ため池整備が 26 ヶ所、総事業費 1,454 百万円、農業集落道整備が 2 路線、総事業費 290 百万円、自然環境生態系保全施設整備が 1 地区で総事業費 38 百万円である。又、計画策定過程においては、1 乃至 2 ヶ月ごとにその進行に合わせて、地方局担当者と委託先の間で打ち合わせが行われ、「打ち合わせ記録簿」にその議事録を記載して検証、管理している。

なお、この委託事業での成果物である農村振興総合整備事業計画によると前述のような農村振興整備事業が必要であり、その総額は 34 件(カウントできる工事の単位の件数)であり、総事業費にして 6 年間で 20 億円強になる。平成 18 年度でこの計画を既にスタートしている。

II. 監査結果

(1) 県は、この委託業務は上述した理由①～③の認識の下、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものであるから随意契約とした、との見解であるが、そのように結論づけていいものだろうか。公益法人という理由で「諸経費率を安価に設定できる」とか、相見積りをとる必要性がない、とするのはコスト削減努力が不十分と思われる。結果として愛媛県土地改良事業団体連合会に委託することになるにしても、その努力はすべきではないかと思う。

(意見)

| 農林水産部 | 今治地方局農村整備課 | 資源保全実態調査業務 |
|------------------|--------------------|------------|
| 委託形態：随意契約 | 委託先：愛媛県土地改良事業団体連合会 | |
| 平成 17 年度年間委託料(円) | 資保古 (17 委) 第 101 号 | 1,702,000 |
| | 資保盛 (17 委) 第 101 号 | 1,731,000 |

I. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

道水路、共同施設、自然環境、景観等の農村環境が地方の住民の高齢化、過疎化によって集落単位での保全活動が弱体化してきている。そこで農村環境保全向上活動支援事業といって非農家、自治会、PTA 等地域の様々な人々と農家が規約、活動組織をつくり農村構造の変化に適合した新たな地域保全体制を再構築し、きめ細かな手入れで水利施設等の長寿命化、農村環境の保全を目指すことにより食料の安定供給、農村の振興、地域の多面的機能の発揮をしてもらう計画がある。そのための支援を国、50%、県 25%、市町村 25%の負担で支援交付金でもってしていこうというものであるが、この委託事業はそのための実態調査である。

資保盛 17 委) 第 101 号は今治市上浦町盛で柑橘樹園地、資保古 (17 委) 第 101 号は今治市朝倉の米と梨の複合経営地であり、各々の地域でのアンケート調査等が中心である。

(2) 外部委託先決定方法について

随意契約によっている。理由としては、

- ①愛媛県土地改良事業団体連合会が土地改良事業を行う者の協同組織(土地改良法第 111 条の 2)であって施設の整備・維持管理を通じて技術的に明るく、過去における経験等も豊富であること。
- ②本業務は、国の政策立案に必要な各種の資料を収集するものであるため、営利活動に無関係であるなど公正中立な立場から調査する必要があるとともに、農業委員会の農家台帳や農地台帳、住民基本台帳等の個人情報扱う必要があることから、これらの情報を守秘し、且つこの業務で得た情報を他の目的に利用しないことが、確実と見込まれる団体であること。
- ③市町村が会員となっている法人であること。
- ④特別法に基づく法人であるため諸経費率を安価に設定できること。
等を理由として挙げている。

(3) 委託金額の決定方法

予定価格の算定は業務対象区域と業務内容から、必要となる工数を職種ごとに算出し、土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)単価により積算している。

そして、これに対して委託先が見積書を提出し決定される。

なお、愛媛県会計規則第 147 条第 1 項第 5 号にいう「契約の性質又は目的により相手方が特定される契約」との解釈で、相見積りはとっていない。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

A4 版の報告書 5 部、報告書電子データ 1 部が成果物として提出されている。

現地調査、聞き取り、アンケート等について打ち合わせがあった場合、その議事録を「打ち合わせ記録簿」として残し、検証、管理している。又アンケートについては、担い手アンケート、一般農家アンケート、非農家アンケート、関係団体アンケートがなされ、アンケート用紙が回収されていた。

II. 監査結果

(1) 愛媛県土地改良事業団体連合会との 1 者随意契約に関連して

この調査は、あくまで農林水産省の前述の平成 19 年度以降の農村環境保全向上活動支援事業についての予算獲得のための調査であるが、個人情報を含む調査については市町と

の関係で情報を集めるルートが必要であり、さらに、愛媛県土地改良事業団体連合会は東予事務所があり、人員が揃っていて、過去よりやり取りもあり委託を依頼しやすい相手であることも理解できる。しかしながら、これはあくまで県の行う契約であるから、特別法に基づく法人という理由で「諸経費率を安価に設定できる」とか、相見積りをとる必要性がない、とするのはコスト削減努力が不十分と思われる。結果として愛媛県土地改良事業団体連合会に委託することになるにしても、その努力はすべきではないかと思う。(意見)

(2) 委託業務の執行状況の検証について

この調査の目的が、国と地方、農村の行く末の話であり、そのための将来の資源保全プランの出発点となる調査であり、アンケート調査であるが、その分析等ができていない。前述したような平成19年以降の予算獲得のためのものであり、それが結果として住民や農村のためとの見方もあろうが、本来あるべきことは住民の考え方を整理し、住民の意識を高めていくことであり、そのことがなければ今後の保全対策は機能しないと思われる。その意味で、今後、さらに分析検証は行われるとのことであるのでこれを待とう。(意見)

| | | |
|----------------|------------|----------------------|
| 農林水産部 | 今治地方局農村整備課 | 海保菰(17委)第101号離岸堤設計業務 |
| 委託形態: 指名競争入札 | | 委託先: ㈱エイトコンサルタント松山支社 |
| 平成17年度年間委託料(円) | | 1,029,000 |

I. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

越智郡上島町岩城浜に高潮対策のための海岸保全施設整備(離岸堤)をするに当たっての設計業務である。海岸法に基づく海岸保全施設整備事業として「農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱」に基づき国から補助を受けて工事を実施しているがその設計業務。

平成16年度においても同じ地区で、同じ離岸堤の別の箇所についての設計業務委託があり、平成17年度は別の箇所である。

(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札によっている。愛媛県建設業者名簿に格付された業者の中から、河川海岸の設計資格のある業者で実績のある業者を6社指名して行った。

なお、平成16年度、17年度の入札状況は下記の通りである。

離岸堤設計業務、年度別応札額 (単位:円)

| | 平成16年 | 平成17年 |
|---------------------------|-----------|-----------|
| 予定価格(税込み) | 5,281,500 | 1,134,000 |
| (株)エイトコンサルタント 落札額(税込み) | 4,725,000 | 1,029,000 |
| 入札参加者の応札状況 | | |
| A社 | 4,830,000 | - |
| B社 | 4,987,500 | 1,050,000 |
| C社 | 4,830,000 | - |
| D社 | 4,882,500 | - |
| E社 | 4,935,000 | 1,039,500 |
| F社 | 5,082,000 | 1,071,000 |
| G社 | 4,914,000 | 1,044,750 |
| F社 | - | 1,081,500 |
| 落札業者と2位業者の差額 | 105,000 | 10,500 |
| 落札率(%) | 89.5% | 90.7% |

(3) 委託金額の決定方法

予定価格の算定は「設計業務等標準積算基準書」により積算し、決裁規定に基づき決定している。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

委託状況の検証は次のようになされている。

設計業務の進行に当たっては、3度会議方式の打ち合わせを行い、設計条件、工事方法の3案、変更部分等について確認し、打ち合わせ記録簿に議事録として記録し、完成引渡しに当たっては、工事検査専門員によって設計図書、仕様書と検証されている。

II. 監査結果

工事の契約は原則は一般競争入札であるが、県は、地方自治法施行令第167条第1項第1号の「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないもの」として指名競争とした理由を挙げているが、説得力がない。業務の施工実績等を具体的な理由として出すのであれば、指名競争入札に参加できるとしたものについてその実績を示すとともに、参加者から除外したものについても、ほとんど実績がない等、透明性のある根拠があつて然るべきである。このような方法は所謂「談合」を積極的ではないにしても助長する要因になりかねないと思う。

その意味で現在県は、このような設計委託業務等について工事と同様の一般競争入札ができるよう参加資格等の条件整備をしているとのことである。早期に対処される必要がある。(意見)

| | | |
|----------------|-------------------|-----------------------------|
| 農林水産部 | 八幡浜地方局農村整備 第一課 | 経育山（17委）第101号ほ場整備実施設計業 務 |
| 委託形態：随意契約 | | 委託先：愛媛県土地改良事業団体連合会 |
| 平成17年度年間委託料(円) | | 15,539,000 |

I. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

西予市宇和町山田地区の経営体育成基盤整備事業の測量設計業務の委託である。具体的には、ほ場、農道が狭小で排水が悪く農家の高齢化、後継者不足の下で農業を引き続き行う担い手に農地を集積するために大型機械使用を可能とするほ場区画整理・道路の整備を平成16年度より総事業費1,457,000千円で平成21年度までに行うことを計画しているが、そのための測量業務委託である。

(2) 外部委託先決定方法について

このほ場区画整理・道路の整備は現在各農家が保有する農地を換地しなくてはならず、愛媛県土地改良事業団体連合会は、土地改良換地士を有し、ほ場整備の設計経験が豊富で、且つこの山田地区のほ場整備の基本計画、換地計画業務を実施しているため、現地の状況に精通していること、特別法に基づく法人であること等により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するとし、その相手先を愛媛県土地改良事業団体連合会とした理由を下記のように説明している。

愛媛県土地改良事業団体連合会は、土地改良事業に関する調査研究を行っている特別法に基づく法人であり、地域特性を熟知した農事経験者を有し、地元土地改良区からの信頼を得た技術者を有し、本業務を遂行できる唯一の機関であり、又基本設計業務を実施しているため現地での補足調査が軽減できる。

(3) 委託金額の決定方法

国の定める「土地改良工事積算基準」に基づき委託設計を行い、委託先より見積書を交わして、決定する。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

設計業務進行中においては、打ち合わせ簿へ記載し管理し、完成した設計書の検証は中間検査、完成検査という手順でなされる。

II. 監査結果

(1) 随意契約を選択することの理由の合理性について

現状では、ほ場関係の委託業務はほとんどが愛媛県土地改良事業団体連合会に委託している。

又、愛媛県会計規則第 147 条第 1 項第 5 号にいう「契約の性質又は目的により相手方が特定される契約」との解釈で、相見積りはとっていない。今まで述べたように同会の特徴がこのような換地、区画整理事業に適しているのは理解できるが、それだからといって県のコスト低減に少しでもなるかどうかを検討をしないのは問題があると思う。(意見)

| | | |
|----------------|-------------------|-------------------------|
| 農林水産部 | 八幡浜地方局農村整備 第一課 | 経育山（17委）第102号用水施設測量設計業務 |
| 委託形態：指名競争入札 | | 委託先：（株）チェリーコンサルタント松山事務所 |
| 平成17年度年間委託料(円) | | 14,243,000 |

I. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

西予市宇和町山田地区の経営体育成基盤整備事業のパイプライン、ポンプ場、排水槽等の用水施設の測量設計委託である。

(2) 外部委託先決定方法について

指名競争入札によっている。愛媛県建設業者名簿に格付された業者の中から、過去の実績、施工能力を考慮して8社で指名して行ったとのことである。

なお、平成17年度の入札状況は下記の通りである。

山田地区用水施設測量設計業務応札状況 (単位:円)

| | 平成17年 |
|------------------------|------------|
| 予定価格(税込み) | 13,198,500 |
| (株)チェリーコンサルタント落札額(税込み) | 12,390,000 |

入札参加者の応札状況

| | |
|--------------|------------|
| A社 | 12,495,000 |
| B社 | 12,495,000 |
| C社 | 12,495,000 |
| D社 | 12,600,000 |
| E社 | 12,600,000 |
| F社 | 12,705,000 |
| G社 | 12,810,000 |
| 落札業者と2位業者の差額 | 105,000 |
| 落札率(%) | 93.9% |

(3) 委託金額の決定方法

予定価格の算定は「設計業務等標準積算基準書」により積算し、決裁規定に基づき決定している。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

設計業務進行中においては、打ち合わせ簿へ記載し管理し、完成した設計書の検証は中間検査、完成検査という手順でなされる。

II. 監査結果

(1) 指名競争入札の合理性についての疑問

前述のように県は愛媛県建設業者名簿に格付された業者の中から、過去の実績、施工能力を考慮して 8 社で指名して行ったとされる。八幡浜農村整備第一課としての平成 17 年度委託業務指名一覧(計画)があり登録業者別の年間平均完成工事高、技術職員数、工事の種類等が記載され「○」「◎」「△」等で評価し、平成 16 年度の実績を記載していたが、当初監査人が質問した際、この表と指名業者選定の関係が不明瞭であった。後日説明をいただいて了解したが、この評価について、「関連する担当者全員に周知された透明性のある、いかなる場合も共通の基準」というものがないために、即回答ができにくかったものと思われる。

以上、工事の契約は原則は一般競争入札であるが、県は、地方自治法施行令第 167 条第 1 項第 1 号の「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないもの」として指名競争とした理由を挙げているが、説得力がない。その意味で現在県は、このような設計委託業務等について工事と同様の一般競争入札ができるよう参加資格等の条件整備をしているとのことである。早期に対処される必要がある。(意見)

又「愛媛県発注の工事請負契約に係る指名基準」「愛媛県発注工事請負契約に係る指名基準の運用基準」の適用に当たって、担当者の裁量、解釈に依存しないよう定量化し、よりわかりやすい、透明性のある基準とすべきと思われる。そして、そのようにして定めた基準が県内の全ての工事について各地方局、部課共通に適用されるようにすべきである。特に最近、顕在している指名競争入札をめぐる不当な取引制限事例を鑑みると、是非ともこれを進めていただきたい。(意見)

| | | |
|------------------|-----|---------------------------------|
| 農林水産部 水産局 | 漁港課 | イ)深特第 1 号 深浦漁港広域漁 港整備工事 (特定) |
| 委託形態: 指名競争入札 | | 委託先: 民間会社 |
| 平成 17 年度年間委託料(円) | | 198, 500, 000 |

| | | |
|----------------|-----|------------------------------|
| 農林水産部 水産局 | 漁港課 | ロ)本特第2号 本浦漁港広域漁 港整備工事(特定) |
| 委託形態: 指名競争入札 | | 委託先: 民間会社 |
| 平成17年度年間委託料(円) | | 118,650,000 |

| | | |
|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 農林水産部 水産局 | 漁港課 | ハ)H16 八特第1号 八幡浜漁港 広域漁港整備工事(特定) |
| 委託形態: 入札後審査型一般競争入札 | | 委託先: 民間会社 |
| 平成17年度年間委託料(円) | | 361,628,000 |

| | | |
|--------------------|-----|------------------------------|
| 農林水産部 水産局 | 漁港課 | ニ)本特第1号 本浦漁港広域漁 港整備工事(特定) |
| 委託形態: 入札後審査型一般競争入札 | | 委託先: 民間会社 |
| 平成17年度年間委託料(円) | | 268,150,000 |

| | | |
|--------------------|-----|-------------------------------|
| 農林水産部 水産局 | 漁港課 | ホ)八特第1号 八幡浜漁港広域 漁港整備工事(特定) |
| 委託形態: 入札後審査型一般競争入札 | | 委託先: 民間会社 |
| 平成17年度年間委託料(円) | | 180,000,000 |

| | | |
|--------------------|-----|-------------------------------|
| 農林水産部 水産局 | 漁港課 | ヘ)八特第2号 八幡浜漁港広域 漁港整備工事(特定) |
| 委託形態: 入札後審査型一般競争入札 | | 委託先: 民間会社 |
| 平成17年度年間委託料(円) | | 165,000,000 |

| | | |
|--------------------|-----|-------------------------------|
| 農林水産部 水産局 | 漁港課 | ト)八特第3号 八幡浜漁港 広域漁港整備工事(特定) |
| 委託形態: 入札後審査型一般競争入札 | | 委託先: 民間会社 |
| 平成17年度年間委託料(円) | | 150,000,000 |

I. 委託業務の内容の検討

(1) 委託業務の概要

イ) 深特第1号 深浦漁港広域漁港整備工事(特定)

漁港漁場整備法第17条に基づく特定漁港整備事業であり、漁港の港湾内で波が高く作業が

できないという状況を改善するため、平成 14 年より 10 年をかけて行う南予の深浦漁港の防波堤新設工事のうち基礎となる地盤改良工事である。特殊船で圧力をかけながら砂杭を打っていくというサンドコンパクションパイル施工により行われる。

平成 17 年、22 年の漁協の合併により、いわし網、1 本釣かつお、ハマチ、平目、鯛の養殖等の魚の水揚げ場所が統合され、南予の中核漁港として防波堤を遠くに伸張する計画である。

ロ)本特第 2 号 本浦漁港広域漁港整備工事 (特定)

本浦漁港広域漁港整備事業計画（平成 14 年度～平成 23 年度）に基づく、宇和島市戸島の本浦漁港における防波堤の延伸工事委託業務であり、委託内容はジャケット式防波板 J 3（鉄筋コンクリート製、42.5m）の製作及び据付である。なおジャケット式防波板は 4 箇所に区分され、それぞれ J 1～J 4 までの記号が付して区別している。

ハ)H16 八特第 1 号 八幡浜漁港広域漁港整備工事 (特定)

八幡浜漁港広域漁港整備事業計画（平成 14 年度～平成 22 年度）に基づく、八幡浜市沖新田の係留施設建設のための海上地盤改良工事（深層混合処理工事）であり、全 290m の内の 62.0m 分である。当該工事は平成 16 年度事業費の一部を平成 17 年度に繰越したものである。

ニ)本特第 1 号 本浦漁港広域漁港整備工事 (特定)

本浦漁港広域漁港整備事業計画（平成 14 年度～平成 23 年度）に基づく、宇和島市戸島の本浦漁港における防波堤の延伸工事委託業務であり、ジャケット式防波板 J 3 の骨組据付工事である。

ホ)八特第 1 号 八幡浜漁港広域漁港整備工事 (特定)

八幡浜漁港広域漁港整備事業計画（平成 14 年度～平成 22 年度）に基づく、八幡浜市沖新田の 5m 陸揚岸壁造成の為の海上地盤改良工事（深層混合処理工事）であり、全 290m の内の 91.0m 分である。

ヘ)八特第 2 号 八幡浜漁港広域漁港整備工事 (特定)

八幡浜漁港広域漁港整備事業計画（平成 14 年度～平成 22 年度）に基づく、八幡浜市沖新田の 5m 陸揚岸壁造成の為の海上地盤改良工事（深層混合処理工事）であり、全 290m の内の 67.0m 分である。

ト)八特第 3 号 八幡浜漁港広域漁港整備工事 (特定)

八幡浜漁港広域漁港整備事業計画（平成 14 年度～平成 22 年度）に基づく、八幡浜市沖

新田の5m陸揚岸壁造成の為の海上地盤改良工事（深層混合処理工事）であり、全290mの内の70.0m分(290mのうちの最後部分)である。

(2) 外部委託先決定方法について

イ、ロの工事については指名競争入札である。入札手続は土木管理課の要領に基づいて行われており、A経営審査総合評定、B年間平均完工高、C技術者数、D指名落札状況、E手持工事状況等を基に10社指名し、設計図書の作成→予定金額の算定→工事執行伺→予定価格表の作成→指名業者選定→部門審査会に付議「愛媛県競争参加資格審査会」→業者指名伺→入札通知→入札執行→入札執行表（落札）→工事請負契約締結の手順で工事請負業者を決定している。

ハ～トについては、入札後審査型一般競争入札によって決定している。入札手続は土木管理課の要領に基づいて行われている。入札手続の流れは、設計図書の作成→予定金額の算定→工事執行伺→予定価格表の作成→入札後審査型一般競争入札に参加する者に必要な資格の制定→部門審査会に付議「愛媛県競争参加資格審査会」→入札後審査型一般競争入札の実施公告（県報）→入札→入札執行→入札執行表（落札）→入札参加資格確認申請書の審査→「工事請負契約」締結の順で進められている。

各工事の入札状況は以下の通りである。なお、上で抜いたのは平成17年度に実施されたものであるが、深浦、本浦、八幡浜の各々の漁港について平成14年度から現在に至るまでの各工事の入札状況を表及びグラフにしてみた。

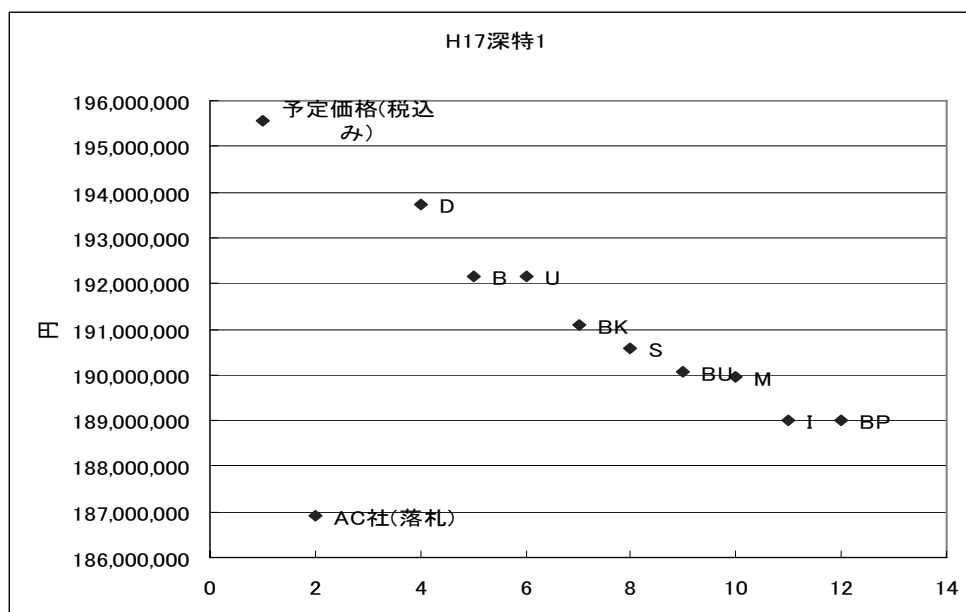
| 深浦漁港広域漁港整備工事 | | 平成14年度 |
|--------------|--|-------------|
| | | H14深広1 |
| 予定価格(税込み) | | 219,363,900 |
| BQ社(落札) | | 208,950,000 |
| 入札参加者の応札状況 | | |
| AV社 | | 212,940,000 |
| BJ社 | | 212,782,500 |
| AE社 | | 212,100,000 |
| AT社 | | 212,100,000 |
| BI社 | | 211,680,000 |
| S社 | | 211,050,000 |
| BS社 | | 210,525,000 |
| AJ社 | | 210,000,000 |
| 落札業者と2位業者の差額 | | 3,150,000 |
| 落札率(%) | | 95.3% |

| 深浦漁港広域漁港整備 | | 平成15年度 | | (単位:円) | |
|--------------|-------------|--------------|------------|--------------|------------|
| | H15深特1 | | H15深特2 | | H15深特3 |
| 予定価格(税込み) | 170,520,000 | 予定価格(税込み) | 44,709,000 | 予定価格(税込み) | 92,298,150 |
| BQ社(落札) | 162,750,000 | BQ社(落札) | 42,210,000 | BY社(落札) | 86,625,000 |
| 入札参加者の応札状況 | | 入札参加者の応札状況 | | 入札参加者の応札状況 | |
| BJ社 | 165,900,000 | BF社 | 43,995,000 | BB社 | 88,515,000 |
| AE社 | 165,690,000 | R社 | 43,890,000 | X社 | 88,410,000 |
| BP社 | 165,375,000 | AE社 | 43,470,000 | AY社 | 88,200,000 |
| AT社 | 164,850,000 | AJ社 | 43,050,000 | V社 | 88,095,000 |
| BI社 | 164,850,000 | BR社 | 43,050,000 | AZ社 | 87,990,000 |
| BS社 | 164,850,000 | AV社 | 42,735,000 | BA社 | 87,885,000 |
| L社 | 164,325,000 | BS社 | 42,525,000 | Z社 | 87,675,000 |
| AD社 | 163,800,000 | 落札業者と2位業者の差額 | 315,000 | BH社 | 87,675,000 |
| AJ社 | 163,800,000 | 落札率(%) | 94.4% | C社 | 87,570,000 |
| 落札業者と2位業者の差額 | 2,940,000 | | | 落札業者と2位業者の差額 | 1,890,000 |
| 落札率(%) | 95.4% | | | 落札率(%) | 93.9% |

| 深浦漁港広域漁港整備工事 | | 平成16年度 | | (単位:円) | |
|--------------|-------------|--------------|------------|--------|--|
| | H16深特1 | | H16深特2 | | |
| 予定価格(税込み) | 166,716,900 | 予定価格(税込み) | 70,542,150 | | |
| BY社(落札) | 158,025,000 | AC社(落札) | 67,200,000 | | |
| 入札参加者の応札状況 | | 入札参加者の応札状況 | | | |
| C社 | 161,700,000 | AF社 | 69,300,000 | | |
| AY社 | 161,700,000 | AO社 | 69,300,000 | | |
| V社 | 160,650,000 | U社 | 68,880,000 | | |
| X社 | 160,650,000 | AU社 | 68,880,000 | | |
| BB社 | 160,650,000 | BL社 | 68,775,000 | | |
| BO社 | 159,075,000 | BV社 | 67,935,000 | | |
| AZ社 | 158,970,000 | M社 | 67,725,000 | | |
| AK社 | 158,760,000 | BK社 | 67,725,000 | | |
| BA社 | 158,550,000 | AS社 | 67,515,000 | | |
| 落札業者と2位業者の差額 | 945,000 | 落札業者と2位業者の差額 | 1,575,000 | | |
| 落札率(%) | 94.8% | 落札率(%) | 95.3% | | |

| 深浦漁港広域漁港整備工事 | | 平成17年度 | | (単位:円) | |
|--------------|-------------|--------------|------------|--------------|-----------|
| | イ)H17深特1 | | H17深特2 | | H17深特3 |
| 予定価格(税込み) | 195,562,500 | 予定価格(税込み) | 47,286,750 | 予定価格(税込み) | 6,118,350 |
| AC社(落札) | 186,900,000 | BY社(落札) | 45,150,000 | BZ社(落札) | 5,827,500 |
| 入札参加者の応札状況 | | 入札参加者の応札状況 | | 入札参加者の応札状況 | |
| D社 | 193,725,000 | Z社 | 45,990,000 | J社 | 6,048,000 |
| B社 | 192,150,000 | V社 | 45,780,000 | O社 | 6,006,000 |
| U社 | 192,150,000 | BB社 | 45,780,000 | T社 | 5,880,000 |
| BK社 | 191,100,000 | C社 | 45,675,000 | AA社 | 5,869,500 |
| S社 | 190,575,000 | H社 | 45,675,000 | 落札業者と2位業者の差額 | 42,000 |
| BU社 | 190,050,000 | AH社 | 45,675,000 | 落札率(%) | 95.2% |
| M社 | 189,945,000 | BH社 | 45,570,000 | | |
| I社 | 189,000,000 | BA社 | 45,465,000 | | |
| BP社 | 189,000,000 | 落札業者と2位業者の差額 | 525,000 | | |
| 落札業者と2位業者の差額 | 5,250,000 | 落札率(%) | 95.5% | | |
| 落札率(%) | 95.6% | | | | |

平成 17 年度深浦特 1 の本工事について各社の応札状況をグラフにし、その分布状況をみると以下ようになる。



| 本浦漁港広域漁港整備工事 | | 平成14年度 | | (単位:円) | |
|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|------------|
| | H14本特1 | | H14本特2 | | H14本特3 |
| 予定価格(税込み) | 190,785,000 | 予定価格(税込み) | 238,350,000 | 予定価格(税込み) | 95,865,000 |
| BW社(落札) | 184,275,000 | BX社(落札) | 225,750,000 | BX社(落札) | 90,825,000 |
| 入札参加者の応札状況 | | 入札参加者の応札状況 | | 入札参加者の応 | |
| BT社 | 189,525,000 | E社 | 231,000,000 | E社 | 92,925,000 |
| BC社 | 189,000,000 | N社 | 231,000,000 | Y社 | 94,080,000 |
| K社 | 187,950,000 | Q社 | 231,000,000 | Q社 | 91,350,000 |
| AL社 | 187,950,000 | Y社 | 230,685,000 | M社 | 91,875,000 |
| BN社 | 187,950,000 | F社 | 229,950,000 | G社 | 91,770,000 |
| AM社 | 187,425,000 | BP社 | 228,375,000 | F社 | 91,035,000 |
| W社 | 186,900,000 | BG社 | 226,065,000 | BP社 | 93,135,000 |
| AB社 | 185,850,000 | M社 | 225,960,000 | BG社 | 94,500,000 |
| AX社 | 185,325,000 | 落札業者と2位業者の差額 | 5,250,000 | 落札業者と2位業者の差額 | 3,255,000 |
| 落札業者と2位業者の差額 | 3,150,000 | 落札率(%) | 94.7% | 落札率(%) | 94.7% |
| 落札率(%) | 96.6% | | | | |

本浦漁港広域漁港整備工事 平成15年度 (単位:円)

| | H14本特4、H15本特1 | | H15本特2 |
|--------------|---------------|--------------|-------------|
| 予定価格(税込み) | 71,925,000 | 予定価格(税込み) | 284,655,000 |
| BX社(落札) | 67,725,000 | BX社(落札) | 270,375,000 |
| 入札参加者の応札状況 | | 入札参加者の応札状況 | |
| BD社 | 70,665,000 | M社 | 281,400,000 |
| N社 | 70,350,000 | BG社 | 281,400,000 |
| AT社 | 70,350,000 | BD社 | 281,190,000 |
| P社 | 69,825,000 | BQ社 | 280,875,000 |
| F社 | 69,720,000 | AU社 | 278,250,000 |
| Y社 | 68,775,000 | E社 | 275,100,000 |
| Q社 | 68,460,000 | Y社 | 273,000,000 |
| M社 | 68,250,000 | F社 | 272,265,000 |
| BG社 | 68,250,000 | AC社 | 271,740,000 |
| 落札業者と2位業者の差額 | 2,625,000 | 落札業者と2位業者の差額 | 7,875,000 |
| 落札率(%) | 94.2% | 落札率(%) | 95.0% |

本浦漁港広域漁港整備工事 平成16年度 (単位:円)

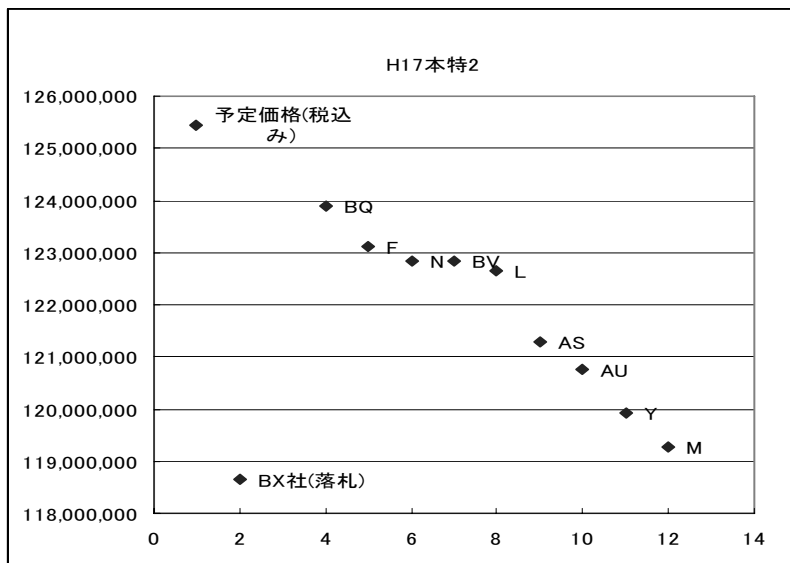
| | H16本特1 | | H16本特2 | | H16本特3 |
|--------------|------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| 予定価格(税込み) | 33,841,500 | 予定価格(税込み) | 357,105,000 | 予定価格(税込み) | 121,254,000 |
| BX社(落札) | 32,025,000 | BW社(落札) | 329,700,000 | BX社(落札) | 114,450,000 |
| 入札参加者の応札状況 | | 入札参加者の応札状況 | | 入札参加者の応札状況 | |
| BG社 | 33,075,000 | A社 | 348,600,000 | AD社 | 119,700,000 |
| M社 | 32,970,000 | K社 | 346,500,000 | BD社 | 119,595,000 |
| P社 | 32,970,000 | BN社 | 341,250,000 | Y社 | 118,125,000 |
| Y社 | 32,760,000 | 落札業者と2位業者の差額 | 11,550,000 | G社 | 117,600,000 |
| F社 | 32,655,000 | 落札率(%) | 92.3% | BG社 | 117,600,000 |
| BD社 | 32,550,000 | | | AE社 | 117,600,000 |
| Q社 | 32,518,500 | | | Q社 | 117,075,000 |
| 落札業者と2位業者の差額 | 735,000 | | | BI社 | 117,075,000 |
| 落札率(%) | 94.6% | | | BV社 | 116,445,000 |
| | | | | 落札業者と2位業者の差額 | 1,995,000 |
| | | | | 落札率(%) | 94.4% |

本浦漁港広域漁港整備工事 平成17年度 (単位:円)

| | ニ)H17本特1 | | ロ)H17本特2 |
|--------------|-------------|--------------|-------------|
| 予定価格(税込み) | 284,760,000 | 予定価格(税込み) | 125,454,000 |
| BX社(落札) | 267,750,000 | BX社(落札) | 118,650,000 |
| 入札参加者の応札状況 | | 入札参加者の応札状況 | |
| Y社 | 278,250,000 | BQ社 | 123,900,000 |
| M社 | 277,620,000 | F社 | 123,112,500 |
| F社 | 275,625,000 | N社 | 122,850,000 |
| 落札業者と2位業者の差額 | 10,500,000 | BV社 | 122,850,000 |
| 落札率(%) | 94.0% | L社 | 122,640,000 |
| | | AS社 | 121,275,000 |
| | | AU社 | 120,750,000 |
| | | Y社 | 119,910,000 |
| | | M社 | 119,280,000 |
| | | 落札業者と2位業者の差額 | 4,200,000 |
| | | 落札率(%) | 94.6% |

平成17年度本浦特2の本工事について各社の応札状況をグラフにし、その分布状況を見る

と以下のようなになる。



八幡浜漁港広域漁港整備工事 平成14年度

| | H14八特1 |
|-----------|------------|
| 予定価格(税込み) | 25,200,000 |
| BK社(落札) | 23,835,000 |

入札参加者の応札状況

| | |
|--------------|------------|
| AW社 | 26,145,000 |
| AR社 | 25,725,000 |
| AG社 | 25,410,000 |
| AN社 | 24,990,000 |
| AQ社 | 24,990,000 |
| AP社 | 24,570,000 |
| BM社 | 24,150,000 |
| 落札業者と2位業者の差額 | 2,310,000 |
| 落札率(%) | 94.6% |

八幡浜漁港広域漁港整備工事 平成15年度

| | H15八特1 |
|-----------|-------------|
| 予定価格(税込み) | 119,259,000 |
| AC社(落札) | 111,300,000 |

入札参加者の応札状況

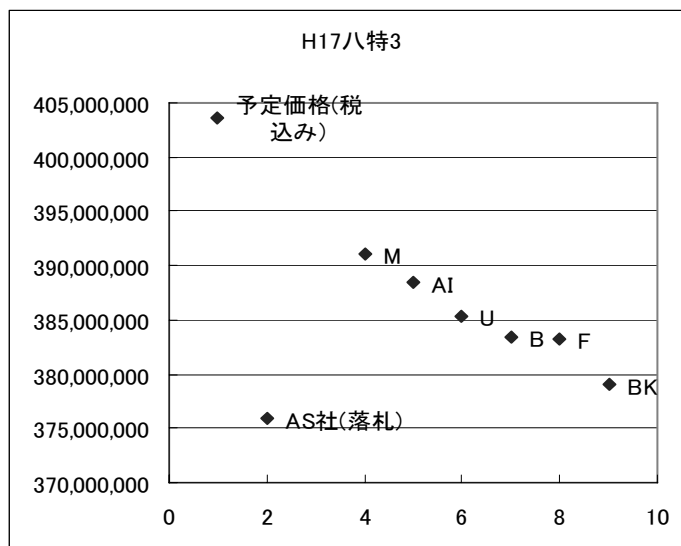
| | |
|--------------|-------------|
| AQ社 | 117,600,000 |
| AG社 | 116,760,000 |
| AW社 | 115,500,000 |
| BE社 | 115,500,000 |
| BP社 | 115,500,000 |
| AD社 | 114,450,000 |
| AS社 | 114,345,000 |
| E社 | 113,400,000 |
| BK社 | 112,875,000 |
| 落札業者と2位業者の差額 | 2,100,000 |
| 落札率(%) | 93.3% |

八幡浜漁港広域漁港整備工事

平成17年度

| ハ)H16八特1 | | ホ)H17八特1 | | ヘ)H17八特2 | | ト)H17八特3 | |
|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| 予定価格(税込み) | 366,030,000 | 予定価格(税込み) | 482,048,700 | 予定価格(税込み) | 442,990,800 | 予定価格(税込み) | 403,553,850 |
| BK社(落札) | 341,250,000 | BK社(落札) | 451,500,000 | AC社(落札) | 413,700,000 | AS社(落札) | 375,900,000 |
| 入札参加者の応札状況 | | 入札参加者の応札状況 | | 入札参加者の応札状況 | | 入札参加者の応札状況 | |
| U社 | 355,950,000 | B社 | 471,450,000 | M社 | 432,285,000 | M社 | 391,020,000 |
| M社 | 354,795,000 | U社 | 464,100,000 | F社 | 428,400,000 | AI社 | 388,500,000 |
| B社 | 353,220,000 | M社 | 462,945,000 | AI社 | 425,250,000 | U社 | 385,350,000 |
| F社 | 353,220,000 | BL社 | 462,000,000 | B社 | 420,840,000 | B社 | 383,376,000 |
| I社 | 350,700,000 | F社 | 456,750,000 | U社 | 420,000,000 | F社 | 383,250,000 |
| BL社 | 346,500,000 | AS社 | 454,125,000 | BK社 | 416,850,000 | BK社 | 379,050,000 |
| 落札業者と2位業者の差額 | 5,250,000 | AC社 | 453,600,000 | AS社 | 414,750,000 | AC社 | 376,950,000 |
| 落札率(%) | 93.2% | 落札業者と2位業者の差額 | 2,100,000 | 落札業者と2位業者の差額 | 1,050,000 | 落札業者と2位業者の差額 | 3,150,000 |
| | | 落札率(%) | 93.7% | 落札率(%) | 93.4% | 落札率(%) | 93.1% |

平成17年度八幡浜特3の本工事について各社の応札状況をグラフにし、その分布状況を見ると以下ようになる。



上記各漁港における表とグラフをみるとわかるように、下記のようなことがいえると思われる。

①地方局ごとで落札業者が特定される傾向にある。

例えば宇和島地方局管轄の深浦漁港では予定価格610万円の工事を除くとBQ社3度、AC社2度、BY社3度落札している。

又、八幡浜地方局管轄の本浦漁港ではBX社8度、BW社2度以外の他の業者の落札はなく、八幡浜漁港においてもBX社は2度、残りはBK、AC、AS各々1度ずつである。

②落札業者と第2位の業者の応札額に大きな差があるわけではない。

上記各工事において、例えば2位の業者が落札金額と同じ金額を提示していたとしたら採算割れかといえそうではないと予想される。只、応札額が落札業者より少しだ

け高かっただけというふうに見える。

(3) 委託金額の決定方法

予定価格は設計図書を基にして建設物価による積算により算定している。又特殊工法を採用している場合は、特殊工法の基準である「港湾請負工事積算基準」をもとにして建設物価による積算により算定している。また当初予定価格は入札通知書において事前公表している。

(4) 委託業務の執行状況の管理・検証状況

深浦、本浦漁港工事については担当局である宇和島地方局愛南水産課もしくは水産課担当者により、又八幡浜漁港工事については、担当局である八幡浜地方局水産課担当者により、工事の各段階においてそのトレサビリティや各段階における検査、チェックボーリング立会、中間検査、本検査等が行われている。

II. 監査結果

(1) 指名競争入札を選択することの理由の合理性について

上記漁港工事に関連して、イ、ロの工事については指名競争入札である。

イの工事について言えば、「指名業者検討調書」には財務内容、売上規模、施工実績、手持工事状況等の情報が並んでいるが、今回選択した10社をいかなる理由で選び、また選択しなかった業者をなぜ選ばなかったのか明確でない。

ロの工事について言えば、指名競争入札に際し、業者を指名する基準が不明確である。

地元業者優先基準といわれるが、宇和島市内の5者が指名されていて。しかし津島町の業者で、先行工事であるJ2防波板製作据付の入札時に指名しなかった2社のうち1社は指名し1社は指名していないが、その明確な根拠が不明である。同じく「指名業者選定理由書」によれば元請施工実績、経営状況などを勘案したとされているが、愛南町の4業者のうち、今回1社のみ指名したその明確な根拠が不明である。

最近新聞紙上を賑わしている不当な取引制限ないし、市場参入の拒否のリスクが指名競争入札にはどうしても付きまとう。ましてや本件の漁港工事における指名業者選定に透明性が欠けることは明らかである。地方自治法234条および地方自治法施行令167条の趣旨から指名競争入札でなく一般競争入札とすべきである。(指摘)

(2) ハ工事(H16八特第1号)の契約変更に関して

H16八特第1号工事では、深層混合処理杭打設において、当初改良土量1立米当たりのセメント添加量を過去の施工例より得られた一軸圧縮強さとセメント添加量との関係図より、長短杭共に160 kg/m³と試算していた。しかし室内配合試験結果により、長杭：160→220 kg/m³短杭：160→180 kg/m³に変更している。また実施に当たり、周辺杭打設による盛上での

地盤高変動および電流値による着底判断での改良下端（＝改良長）の変動があるため、実績に合わせ長短各列毎との平均値により単価表を変更している。

これらのため原契約の請負代金額を¥20,378,000 増額し¥361,628,000 としている。

しかしながら試算による誤差の発生は当初よりある程度は予想でき、またその誤差による工事原価の変動リスクは、試算の大きな前提が崩れた等の場合を除き、請負会社が負担すべきものではないだろうか。また当該入札に係る公告を見ても、かかる工事原価が変動した場合の契約変更についての記載はない。そうであるならば応札した企業も、原価変動リスクを織り込んで入札価格を決定したと考えるべきである。契約変更についてはもっとその要件を厳密にしなければ、入札制度そのものの有効性を阻害する虞がある。ちなみに上記表をみていただきたいが、入札時の第2位との価格差は525万円であった。（意見）

(3) ホ工事(H17八特第1号)の契約変更に関して

地元関係者との工程調整により、当初施工範囲から1ユニット削減した。長杭：298

本→270本 短杭：297本→269本、又深層混合処理杭打設において、当初改良土量1m³あたりのセメント添加量を過去の施工例より得られた一軸圧縮強さとセメント添加量との関係図より、長短杭共に160kg/m³と試算していた。しかし室内配合試験結果により、次のとおり変更した。長杭：160→220kg/m³ 短杭：160→180kg/m³、また実施に当たり、周辺杭打設による盛上での地盤高変動および電流値による着底判断での改良下端（＝改良長）の変動があるため、実績に合わせ長短各列毎との平均値により単価表を変更した。さらに、深層混合処理船拘束において、選考工事と使用作業船が同一であるため、キャリブレーション及び支持層確認のデータが本施工においても再利用できる。これらのため原契約の請負代金額を10,900,000円減額し440,600,000円としている。

これは先に述べた「H16八特第1号」と同じ理由であり、同じ指摘が当てはまる。ちなみに上記表をみていただきたいが、入札時の第2位との価格差は210万円であった。（意見）またこの工事変更請負契約書の日付は平成18年4月17日となっているが、工事請負契約書によると完工日は平成18年2月28日である。このことは、工事完了後に請負代金の変更契約を締結していることを示している。この日付の逆転は何を意味しているのだろうか、理解に苦しむところである。（意見）

(4) ヘ工事(H17八特第2号)の契約変更に関して

本工事は配船計画では「八特第3号」と同時施工の予定であったが、現地での詳細な配置計画の結果、作業船2隻での同時施工が困難であることが明らかとなったため、「八特第3号」の作業の終了後本工事に入る計画に変更する。この結果、工期を平成18年9月30日まで延期する。又、起点部におけるアースオーガ工（先行掘削）について、空打ちの結果、先行掘削なしで問題なく改良下端までの打ち込みができたので、アースオーガ工を止めることとした。その代わり深層混合処理杭打設の支障となる捨石混じり土の床掘と汚濁

防止のための敷砂を追加する。

これらのため原契約の請負代金額を 109,600,000 円減額し 304,100,000 円としている。

当該業務委託契約は、契約変更により当初の契約額（＝入札額）413,700,000 円から 109,600,000 円減額し 304,100,000 円としている。減額率は実に 26.5%、こうなると、もはや別の契約と言ってもいいのではないだろうか。あまりに当初の設計の精度が低く、これでは入札制度の有効性が疑問視せざるを得ない。ちなみに上記表をみていただきたいが、入札時の第 2 位との価格差はわずか 105 万円であった。契約変更の条件をもっと厳密にするべきと考える。（意見）

(5) ト工事(八特第 3 号) の工事変更について

この工事変更請負契約書の日付は平成 18 年 8 月 25 日となっているが、工事請負契約書によると完工日は平成 18 年 6 月 30 日である。先の「八特第 1 号」と同じく工事完了後に請負代金の変更契約を締結していることになっている。工事完了後に請負金額を修正する慣行があるとするならば、入札制度そのものの意味を問われることにならないだろうか。契約変更の条件の厳密化が望ましい。（意見）

ここで「八特第 1 号」から「八特第 3 号」までの契約日をまとめると以下のようなになる。

| 工事名 | 原契約日 | 工期 | 変更契約日 |
|---------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 八特第 1 号 | H 1 7 / 1 0 / 4 | H 1 8 / 2 / 2 8 | H 1 8 / 4 / 1 7 |
| 八特第 2 号 | H 1 7 / 1 2 / 2 6 | H 1 8 / 7 / 3 1 | H 1 8 / 6 / 2 7 |
| 八特第 3 号 | H 1 7 / 1 2 / 2 6 | H 1 8 / 6 / 3 0 | H 1 8 / 8 / 2 5 |

これらの工事は一連の工事（八幡浜市沖新田の 5 m 陸揚岸壁造成の為の海上地盤改良工事）を分割したものだが、お互いに工期が重複していることが分かる。なぜ平成 17 年度工事を 3 つに分割発注したのだろうか。一つの工事として発注した方が、作業の重複を防ぎ、結果として工事価格の低減が可能であったのではないだろうか、疑問が残るところである。（意見）